

## 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026 の基本方針について（案）

## 1 計画策定の趣旨

「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023」の計画期間が令和 5（2023）年度末で終了することに伴い、厚生労働大臣が定める基本指針等に基づき、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までを計画期間とする「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026」を策定する。

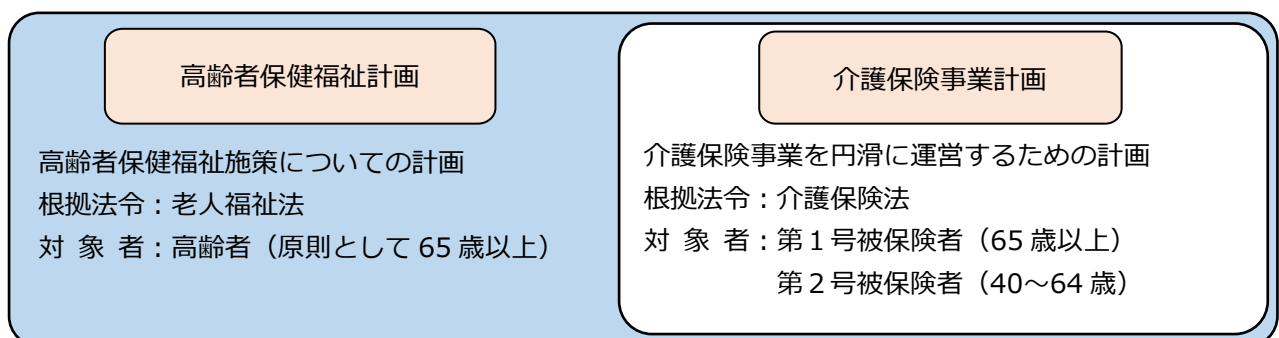
本計画では、ポストコロナ時代における高齢者の社会生活の変化を踏まえるとともに、団塊世代の全てが後期高齢者となり、地域包括ケアシステムの構築の目途とされる令和 7（2025）年及び現役世代の減少が見込まれる令和 22（2040）年の状況を引き続き見据えながら、長期的な視点に立ち、持続可能な介護保険制度の構築と、地域包括ケアシステムを具現化する「板橋区版 A I P」の更なる推進を図っていく。

## 2 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」に相当し、介護保険法第 117 条に定める「市町村介護保険事業計画」と一体的な計画として策定するものである。

本計画では、「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンや「いたばし No.1 実現プラン 2025」に掲げる（1）SDGs 戦略、（2）DX 戦略、（3）ブランド戦略の 3 つを柱とする重点戦略ビジョンを踏まえつつ、福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画」が掲げる地域共生社会の実現を念頭に置きながら、関連する個別計画との整合を図られるよう策定していく。

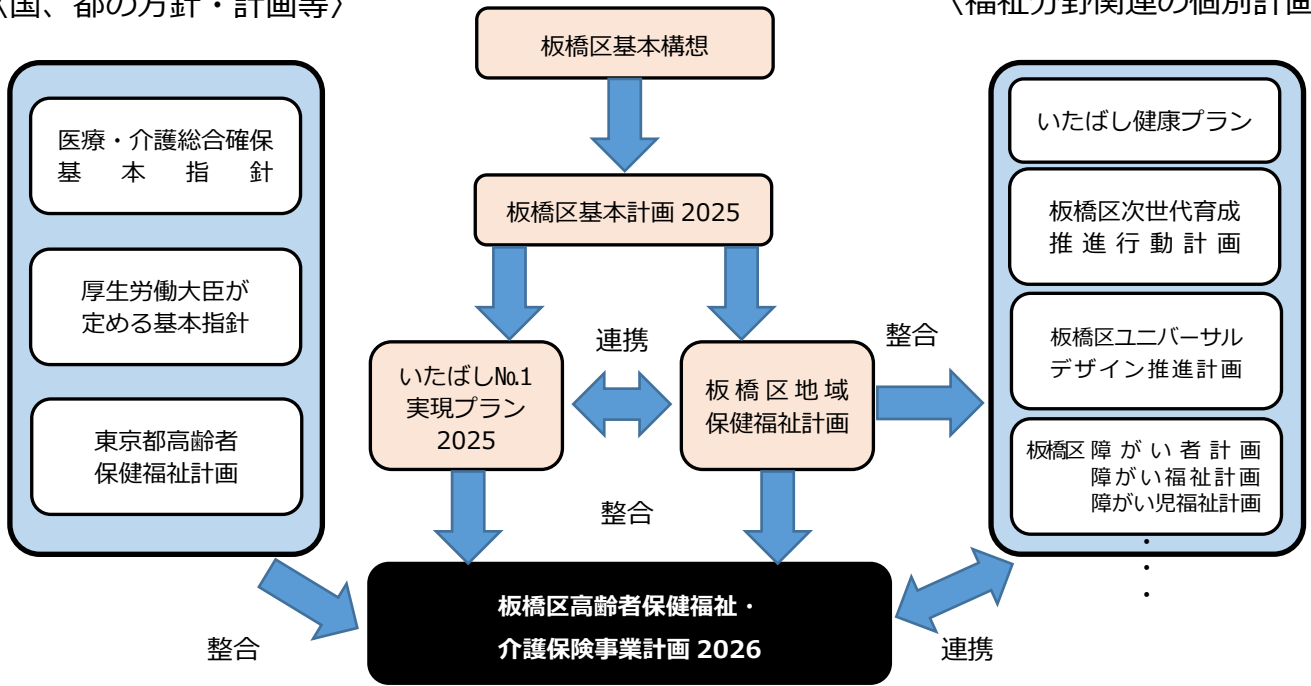
## 【高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図】



【他の計画との関係図】

〈国、都の方針・計画等〉

〈福祉分野関連の個別計画〉



3 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とする。

4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)
板橋区基本構想・板橋区基本計画 2025				次期構想・計画 策定 (予定)				
いたばしNo.1 実現プラン 2025				次期計画 策定 (予定)				
板橋区地域保健福祉計画				次期計画 策定 (予定)				
板橋区高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画 2023 (第8期)		板橋区高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画 2026 (第9期)			次期計画 策定 予定			次々期 計画 策定 予定

4 計画の構成と主な記載項目

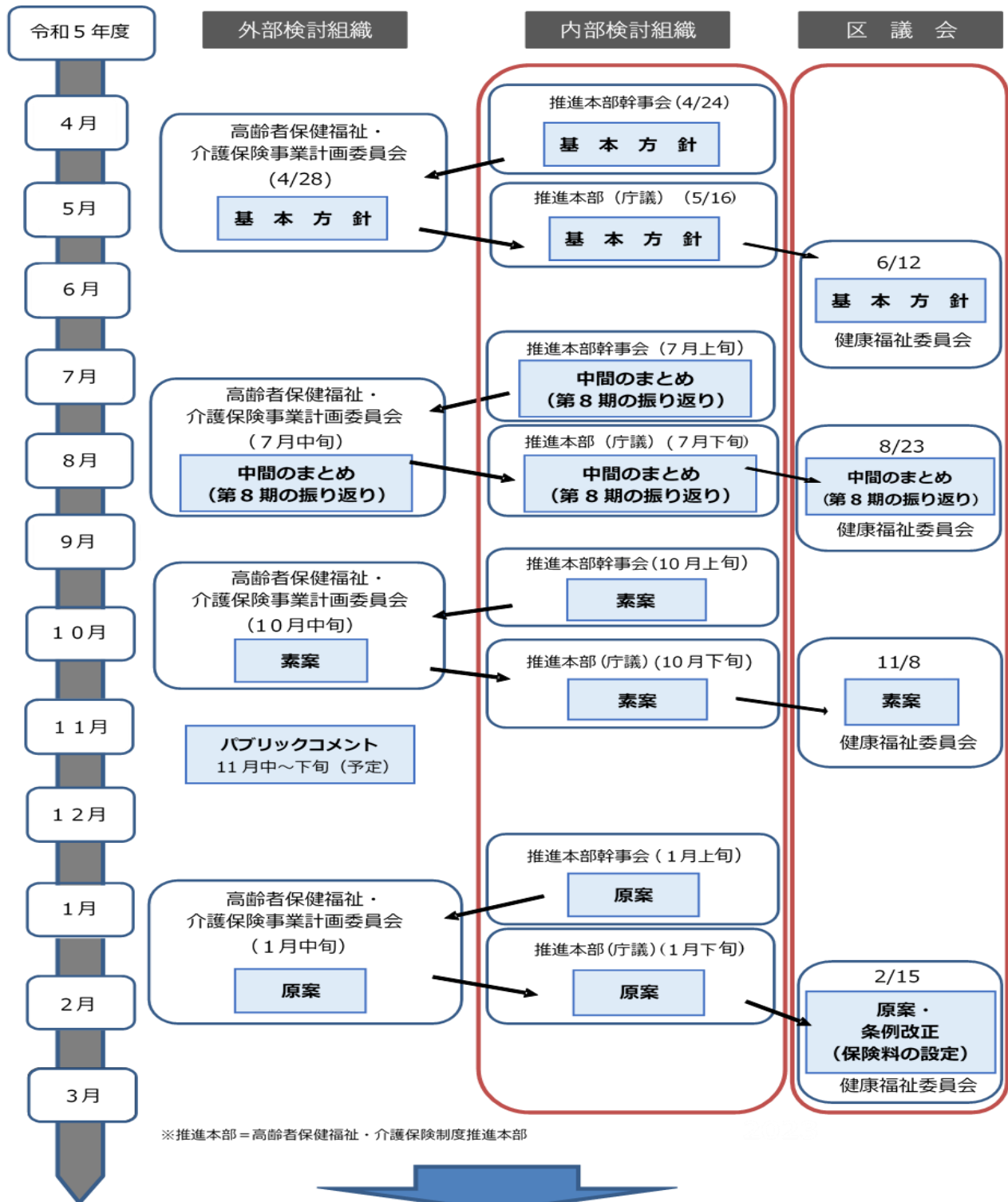
総論	計画策定の背景、位置づけ、計画期間、計画策定体制などについて
高齢者等を取り巻く状況	高齢者人口の将来推計、地域資源の現況や高齢者がおかれている周辺環境などを踏まえた課題の抽出などについて
基本理念 施策体系	計画の基本理念や基本目標、施策体系などについて
施策の展開	板橋区版A I P、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、介護人材確保・育成・定着支援施策、給付適正化の取り組みなどについて
サービス量の見込み・ 保険料の設定	介護給付サービス、地域支援事業の供給量、介護保険料（第1号被保険者）の設定などについて

## 5 区民意向の反映

令和4年度に、高齢者の生活実態や介護サービス等の利用状況、区内介護サービス事業者の経営・人材確保等の状況を把握するため「介護保険ニーズ調査」を実施した。計画策定の基礎資料として、課題整理や施策検討に活用する。

また、令和5年11月頃に計画素案のパブリックコメントを実施予定である。

## 6 策定までの流れ（案）



板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2026